

2009年5月26日

総務大臣 鳩山邦夫 様

特定非営利活動法人

全国マンション管理組合連合会

会長 亀山精吾

地上デジタルへの移行に伴う分譲マンション共聴施設の改修に関する要望書

平素は、分譲マンションに住まう私どもが安心・安全に生活できる施策を講じていただいておりますことに感謝申し上げます。

全国実態調査を実施

さて、テレビ放送の地上デジタル波への完全移行まであと800日を切る時期となってまいりました。私どもマンションの管理組合にとりましても、マンション居住者が自ら視聴する集合住宅共聴施設及び近隣の受信障害住戸に配信する受信障害対策共聴施設という二つの共聴施設の改修に向け、待ったなしの状況となってまいりました。

しかし、これまで私どもが会員の管理組合から受けております相談の状況から判断すると、二つの共聴施設のうち、特に受信障害対策共聴施設の改修に向けたハードルが高く、進捗状況が芳しくないという印象を強く持っておりました。そうした懸念から、私どもは実態を正確に把握する必要を痛感し、この程、分譲マンション共聴施設の改修状況に関する全国実態調査を実施いたしました。

受信障害対策共聴施設の改修実施率は13.9%

調査結果につきましては、添付の調査結果報告書に詳しく説明しておりますが、私どもが予想しておりましたとおり受信障害対策共聴施設に関する地デジ改修は、きわめて遅れていることが判明いたしました。すなわち、改修実施率は、13.9%という低い結果でありました。また、今後の見通しにつきましても、「改修の予定あり」と答えたマンションは8.5%しか無いのに対して、「改修未実施」のマンションは44.1%、「改修の予定なし」は17.9%、「改修予定はわからない」は15.4%あり、これらを合計すると77.4%になり、8割近くのマンションで改修実施の見通しが立っていないことも判明いたしました。

当事者間協議の対象者を特定できない現状

地デジ完全移行まで残された時間が少なくなっていく中で、残り8割近くのマンションの受信障害対策共聴施設を改修し終えるのはきわめて難しいと、私どもは判断しております。その根拠も今回の調査によって明らかになりました。

受信障害対策共聴施設の改修にあたっては、施設管理者であるマンション管理組合と近隣の受信障害

対策対象者との協議を経て、改修実施の責任や費用についての負担を決めるよう貴省より指導されております。しかし、ここには二つの高いハードルがあります。一つは受信障害対策対象者を特定するための受信状況調査の実施であります。これについては、各地に設置されたデジサポが簡易な受信状況調査を行うこととされていますが、私どもが実際にデジサポから受けた説明によると、この調査では、個々の住宅について、受信障害が発生するかどうかまでは判定できない、とのことでした。結局、協議の対象者を特定するためには、管理組合と近隣とで協議して本格的な受信状況調査を行うしかないという結論になります。しかし、受信障害を被る住戸が特定されていない状況で、管理組合はいったい誰と協議することになるのでしょうか。受信障害状況調査を国民に押し付ける現在の方法には、大きな無理があると言わざるを得ません。

過半数は受信状況調査の見通しさえ立っていない

私どもの調査結果でも、受信状況調査を実施したマンションは20.4%、「調査の予定あり」と答えたマンションは15.7%で、合計すると36.1%にすぎません。これに対して、「調査の予定不明」は31.5%、「予定なし」は14.9%、「わからない」は8.6%となっており、合計すると55.0%に達し、半数を超えるマンションでは、未だに調査の見通しも立っていないことが明らかになりました。

さらに受信状況調査を実施したマンションに対して、調査は誰が行ったのかを聞いたところ、管理組合が行ったと答えたのが67.5%に及んでいます。それに対して、管理組合と近隣の受信障害対策対象者が共同で行ったと答えたのはわずか1.8%に過ぎませんでした。このように実態は、大部分が管理組合の負担で調査が行われていることを示しています。

当事者間協議を終えたところは11.1%

次のハードルである近隣の受信障害対策対象者との協議についてですが、調査結果をみると、これも実態はほとんど進んでいないことを示しています。すなわち、近隣との協議をすでに終えたマンションは11.1%、協議の「予定がある」と答えたマンションが11.7%で、合計しても22.8%に過ぎません。これに対して、実施の「予定不明」は41.5%、「予定なし」は16.8%、「わからない」は10.7%で、合計すると69.0%となり、7割近くのマンションで協議の見通しは立っていません。まだ近隣との協議を行っていない9割近くのマンションが、仮に協議に入ったとしても、今まで被害者の立場にいた受信障害対策対象者と自分達が視聴するわけでもない共聴施設のために負担だけを強いられるマンション管理組合とでは、両者ともに、協議を積極的に行う動機がまるでありません。このような状況に加え、調整役もないという現実では協議が成立する条件は皆無と言っても過言ではありません。現に私どもの調査でも「アナログ放送の延期、近隣との協議は調停機関がないとできない」（近隣への電波障害に関する意見及び要望事項 参照）との意見が多数寄せられています。

以上のような事実からも、アナログ停波までに残された時間内に、受信障害対策共聴施設の改修を終

えることは極めて困難であると判断せざるをえません。そこで、総務大臣に次に示す事項を是非実行していただき、改修が速やかに進む条件を整えていただくことを強く要望いたします。

1. 受信障害対策共聴施設の改修にあたり、総務省が提案されている当事者間（管理組合及び受信障害対策対象者）の協議に速やかに入るために、国の責任と負担において受信状況調査を早急に行うことを要望します。なお、現在デジサポによって行われている簡易調査では、受信障害住戸を特定することはできません。
2. 当事者間の協議を円滑に実施し、速やかに結論を得るために、国の責任と負担によって調停機関を設けていただくことを要望します。
3. 2008年12月1日に発表されました「デジタル放送推進のための第9次行動計画」（地上デジタル推進全国会議）では、受信障害対策共聴施設のデジタル化対応について、2010年3月時点において、対応率50%、2011年7月までに、全施設（5万施設、650万戸）の対応完了という目標を掲げておられますが、この目標を達成していくための具体的なプログラムを提示していただきますよう要望いたします。
4. 現時点で2011年7月24日のアナログ停波まで、残り800日を切っておりますが、第9次行動計画の目標達成が困難であると判断されるのは、どの時点になるのでしょうか。また、その場合、2011年7月24日のアナログ停波という選択肢もあり得るのでしょうか。お答えいただきますよう要望いたします。

以上が地上デジタル放送への移行に対する私どもの意見並びに要望であります。これらの意見は、当連合会加盟19団体の意見をまとめたもので、以下に加盟団体名、代表者名及び会員管理組合数を記載いたします。私どもの意見を、現場の各管理組合の生の声として十分ご検討いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【NPO法人全国マンション管理組合連合会加盟団体】

社団法人北海道マンション管理組合連合会

代表者 瀬野尾嘉明 374管理組合・28,986戸

NPO法人東北マンション管理組合連合会

代表者 鎌田 坦 138管理組合・10,871戸

NPO 法人日本住宅管理組合協議会

代表者 穂山精吾 187 管理組合・49,974 戸

NPO 法人集合住宅管理組合センター

代表者 伊藤智恵子 306 管理組合・17,110 戸

NPO 法人埼玉県マンション管理組合ネットワーク

代表者 佐々木一 82 管理組合・8,200 戸

NPO 法人かながわマンション管理組合ネットワーク

代表者 高尾勝彦 267 管理組合・47,759 戸

NPO 法人中部マンション管理組合協議会

代表者 片桐忠孝 282 管理組合・14,102 戸

NPO 法人京滋マンション管理対策協議会

代表者 谷垣千秋 185 管理組合・20,843 戸

NPO 法人奈良県マンション管理組合連合会

代表者 金屋平三 38 管理組合・2,827 戸

NPO 法人関西分譲共同住宅管理組合協議会

代表者 佐藤隆夫 134 管理組合・15,046 戸

NPO 法人岡山県マンション管理組合連合会

代表者 伊東靖太 9 管理組合・593 戸

NPO 法人広島県マンション管理組合連合会

代表者 長 宏行 139 管理組合・8,239 戸

NPO 法人福岡県マンション管理組合連合会

代表者 石川靖治 243 管理組合・11,693 戸

NPO 法人福岡マンション管理組合連合会

代表者 杉本典夫 643 管理組合・44,637 戸

NPO 法人長崎県マンション管理組合連合会

代表者 三浦正俊 9 管理組合・760 戸

NPO 法人熊本県マンション管理組合連合会

代表者 平江澄雄 57 管理組合・3,193 戸

NPO 法人宮崎県マンション管理組合連合会

代表者 布谷清澄 47 管理組合・2,857 戸

NPO 法人鹿児島県マンション管理組合連合会

代表者 有蘭修一郎 7 管理組合・625 戸

⑱NPO 法人沖縄県マンション管理組合連合会

代表者 田代昭大 17 管理組合・963 戸